

かいてき 便り

平成 20 年 11 月 1 日発行

第52号

最近の動向

「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」
「介護保険サービス事業者の全部効力停止処分について」

報酬算定・運営基準のQ&A

「同居家族等がいる場合、生活援助は利用できないの？」

お知らせ

「指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました」
「介護支援専門員等対象の研修会について」

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

社会保障審議会介護給付費分科会、第54回から第56回が開催されました。
主な内容は次のとおりです。

最近の動向

- (1) 第54回において、介護施設等における重度化対応実態に関する調査結果を報告の上、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等の経過措置の延長は行なわないこととなりました。(9月をもって終了)

重度化対応加算：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間看護体制加算：短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

詳細については、東京都福祉保健局ホームページに掲載しています。

東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報 > Vol.43

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/index.html)

また、事業者等団体からヒアリングが行なわれ、主な内容は次のとおりです

特定施設事業者連絡協議会からは、特定施設入居者生活介護に関する介護報酬について、特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会からは、認知症対応型共同生活介護のサービス提供に対する適正な評価と報酬上の評価について等、全国新型特養推進協議会からは、個室ユニット型特養の介護報酬基本単位の見直し等、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会からは、小規模多機能型居宅介護の報酬の底上げ、ケアマネジメント費用を支給限度額の外にする等、(社団)全国有料老人ホーム協会からは、特定施設入居者生活介護報酬の引き上げ、現行加算報酬の適切な評価等

- (2) 第55回においては、平成20年度介護事業経営実態調査結果報告(平成20年3月の1か月間における事業状況及び収入・支出の状況)がされました。

傾向

前回調査(17年度)に比べ収支差率が低下しているサービスの多くは、人件費の伸び率を背景に支出が増加傾向、また、収支差率が増加しているサービスについては、利用者一人あたりの収入が増加しているサービスや、職員一人あたりの訪問回数が増加しているサービスがある。

地域別には、特別区(東京23区)は職員一人あたりの給与が高いことにより、収支差率が低い傾向にある。

規模別には、小規模な事業所の収支差率が低い傾向にあり、これは特に人件費比率が高いことが影響している可能性がある。

今後の対応

サービス別・地域別・規模別の分析結果を踏まえ、介護給付費分科会において平成21年度介護報酬改定について論議する。

- (3) 第56回においては、次のことが検討されました

介護報酬の地域区分の見直しについて

中山間地域等の小規模事業所に対する加算措置について

中山間地域等でサービス提供した事業所に対する加算措置について

介護職員のキャリアアップの仕組みについて

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

介護保険サービス事業者の全部効力停止処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成20年10月17日付で「株式会社サンワコミュニケーション」が運営する訪問介護事業所「さくらの会」の指定の全部の効力停止処分を行いました。

現在確定している不正請求額は約135万円。主な処分理由は、以下のとおりです。

(1)不正請求

- ア 資格を有していない従業者に訪問介護員としてサービス提供を行わせ、介護報酬を請求し受領した。
- イ 退職した訪問介護員の名前を使用してサービス提供に係る関係書類を作成し、介護報酬を請求し受領した。

(2)人員基準違反

平成17年4月から平成19年11月までの2年8か月の間及び平成20年4月から平成20年7月までの4か月の間、サービス提供責任者が1名不足していた。

(3)指定の全部の効力停止期間

平成20年11月17日から平成21年2月16日まで(3か月間)

詳細は、東京都福祉保健局ホームページに掲載されています。

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】指導監査部指導第1課 TEL 03 - 5320 - 4290

同居家族等がいる場合、生活援助は利用できないの？

訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの「生活援助」については、「単身世帯又は家族もしくは親族と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対して行われるとされていますが、留意事項(平成12年老企第36号)において「障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」に行われるとしています。同様のやむを得ない場合とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものであり、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に保険給付の支給を判断するものではありません。

報酬算定・運営基準のQ&A

指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました

お知らせ

指定更新通知書

平成12年、平成13年、平成14年11月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新通知書を10月下旬に事業所宛に発送しました。

なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取下げを希望する場合は、廃止届の提出及び更新の取下げ手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

指定更新申請書

平成15年5月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を10月下旬に発送しました。提出期限は、**平成20年12月1日**です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年10月1日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03 - 5388 - 1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

介護支援専門員等対象の研修会について

お知らせ

「地域密着型サービスの現状を知る」をテーマに研修会を開催します。

開催日：平成20年11月29日(土) **11月25日申込締切**

詳細は「東京都介護支援専門員研究協議会」ホームページをご覧ください TEL 03 - 3556 - 1541

(<http://www5d.biglobe.ne.jp/CMAT/>)